

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢をの理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員は、常勤役員にあっては本給とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の平日に支給するものとする。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬は、無報酬とする。

(日割計算)

第6条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、社員総会で行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を 設立の登記の日から施行する。

別表 (役員報酬年額)

(単位：円)

役職	報酬年額上限
会長	10,000,000
理事	5,000,000

役員報酬総額については、30,000,000円を限度とする。